

報告第 6 号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成 29 年みやき町条例第 15 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 6 日

みやき町長 末 安 伸 之

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月 1日

みやき町長 末 安 伸 之



損額賠償に係る和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

平成 30 年 9 月 4 日午後 2 時 30 分頃、みやき町大字簗原 1 4 7 5 番地 9（みやき町立中原中学校駐車場）付近の除草作業を行うため、刈払機を使用していたところ、小石を跳ね駐車中の車両の左側後部座席のドアガラスを破損した事故である。

本件は、学校施設の維持管理作業に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 21,384 円を支払う。

